

2021年4月27日

未承認新規医薬品・医療機器評価委員会で承認された治療法

当院の未承認新規医薬品・医療機器評価委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	心停止後低体温療法中の筋弛緩薬投与
実施責任者	三重大学医学部附属病院 病院長 伊佐地 秀司
対象者	心停止後に低体温療法（冬眠のイメージ）が必要な患者
承認日	2021年4月27日
対象期間	承認後、永続的に使用
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>心停止後の神経学的転帰を改善するために、体温管理が日本を含めた多くの国のガイドラインで推奨されています。この治療は心停止された患者さんを数日間 34-36℃の低体温にする治療で神経学的予後を改善することができるかとされています。しかし、体温を強制的に下げることによって無意識のうちに体が震えるといったストレス反応が出現することがあります。この副作用のため酸素消費量の増加、心拍数の増加、および代謝要求の増加が誘導され、結果として神経学的予後を悪化させる可能性があります。そのため、このような有害なストレス反応を抑えるために筋弛緩薬（体の動きを止める薬剤）を低体温療法中に使用します。この筋弛緩薬は全身麻酔ですでに使用されている一般的な薬剤ですが、低体温療法中の使用は添付文書に記載されていません。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>筋弛緩薬の長期使用は重症多発ニューロパチーとよばれる筋力の脱力の持続と関係していることが分かっています。そのためできるだけ少量の筋弛緩薬を短期間だけ使用し副作用を予防します。</p>
お問い合わせ先	三重大学医学部附属病院 総務課 総務係 代表 059-232-1111（内線 6293）

以上